

病院内保育所運営事業

○目的

病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

○補助対象施設

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営する病院内保育施設であって、以下の病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	1人以上	2人	8時間以上
A型	4人以上	2人	8時間以上
B型	10人以上	4人	10時間以上
B型特例	30人以上	10人	10時間以上

○補助対象

日本赤十字社、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人、個人

独法	公立	公的	民間
△	×	○	○

「独法」…独立行政法人、国立大学法人等（ただし、独立行政法人国立病院機構は除く。）

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

※ 公的については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会についてのみ補助。

○対象経費

病院内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人件費（給料諸手当）及び委託料（人件費）

○基準額

別紙参照

○補助額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（日本赤十字社又は社会福祉法人恩賜財団済生会が行う事業にあつては、2分の1を乗じて得た額）の範囲内。